

# 令和2年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

- 議案第105号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について・・・1
- 議案第107号 三重県県税条例の一部を改正する条例案について・・・3
- 議案第108号 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案について・・・5

令和2年6月23日

総 務 部

## 議案第 105 号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当の特例に関する規定を整備するものです。

#### 2 改正内容

人事委員会規則で定める期間において、職員が新型コロナウイルス感染症に対処するため、人事委員会規則で定める業務に従事したときは、試験防疫業務手当を支給します。

試験防疫業務手当の額は、日額 4 千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定めます。

#### 3 実施期日

公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。



三重県県税条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法等の一部改正等に伴い、自動車税、個人県民税、不動産取得税等についての規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 自動車税

消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する措置が取られました。

今回の改正は、当該措置の期限を令和 3 年 3 月 31 日まで 6 月延長するものです。

(2) 個人県民税

所得税において、イベント等の指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権を放棄した場合に、当該放棄した金額について、寄附金控除の対象とする措置が講じられたことに伴い、個人県民税においても同様の措置を講じるものです。

(3) 不動産取得税

耐震基準を満たしていない既存住宅を耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、住宅取得の日から 6 月以内の入居ができない場合においても、一定の要件を満たす場合には当該特例措置の対象とするものです。



## 議案第 108 号

# 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 特例措置の概要

地域再生法に基づき、県が作成する地域再生計画に沿って、東京 23 区から県内の地方活力向上地域に本社、研究所等の特定業務施設を移転した者に対して、不動産取得税、法人事業税、個人事業税及び県固定資産税の一部又は全部を免除します。

#### 【特例措置（課税免除・不均一課税）の内容】

税 目		免除割合
事 業 税	1 年目	50%
	2 年目	25%
	3 年目	12.5%
不動産取得税		課税免除
県固定資産税	1 年目	課税免除
	2 年目	75%
	3 年目	50%

### 2 改正内容

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和 4 年 3 月 31 日まで 2 年延長するものです。

### 3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行しますが、施行期日に関わらず令和 2 年 4 月 1 日に遡って適用します。